

件名	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号。以下「改正法」といいます。）が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、同法の施行後に新たに任命される教育長については、特別職となります。</p> <p>また、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用し、特別職である病院事業管理者を置くこととしています。</p> <p>これらのことから、教育長及び病院事業管理者の給料の額について、特別職報酬等審議会の審議の対象とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市長の諮問に応じて特別職報酬等審議会が審議する特別職の報酬等の額に、教育長及び病院事業管理者の給料の額を加えることとします。</p> <p style="text-align: right;">< 第1条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、公布の日とします。</p> <p>(2) 改正法の経過措置により在職する教育長については、一般職であることから、この条例の規定を適用しないこととする経過措置を設けます。</p>		

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 41 号

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

亀山市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年亀山市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副市長」を「、副市長、教育長及び病院事業管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市特別職報酬等審議会条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定により在職する改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長については、適用しない。